

水害に備えるための情報を集めよう！ ※予報や警報等の情報を集める

① 川の防災情報 身近な川の水位情報や河川カメラ画像等をリアルタイムに入手できます！

■ 川の防災情報
https://www.river.go.jp/

様々な河川・気象情報を提供



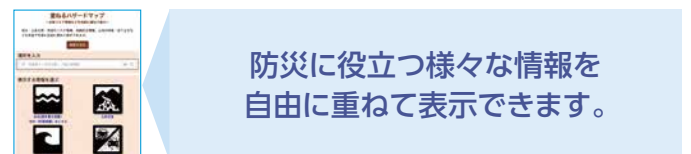
■ 川の水位情報
https://k.river.go.jp/

GIS操作で
全国の河川でのカメラ画像や
水位情報を同一画面で表示



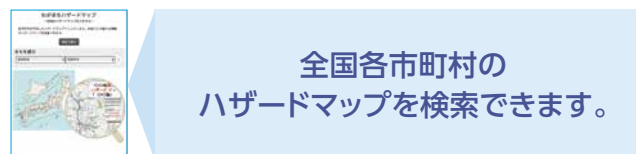
② ハザードマップポータルサイト 多様な災害リスク情報を簡便に入手できます！

■ 重ねるハザードマップ



- 機能①ある地点の自然災害リスクをまとめて調べることが可能
- 機能②個々の防災情報を重ね合わせた閲覧が可能
- 機能③複数の市町村・流域(河川)にまたがって、シームレスな閲覧が可能
- 機能④その他の主な機能(洪水によって想定される浸水深の表示、透過率の調整)

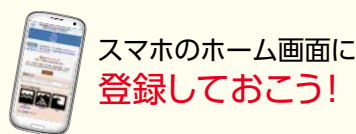
■ わがまちハザードマップ



地域ごとの様々な種類のハザードマップ※を閲覧可能
(※)洪水、内水、土砂災害、高潮、三大湾の高潮浸水予想、津波、火山、震度被害、地盤被害



国土交通省
ハザードマップポータルサイト



ハザードマップ 検索

https://disaportal.gsi.go.jp

③ Disaster Prevention Portal/ 防災ポータル 国交省及び各関係機関の情報ツールを一元的にチェックできます！



- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた防災情報ポータルサイトによる、国土交通省及び各関係機関の情報ツールを一元的に
- 4カ国語対応!(日本語、英語、中国語、韓国語)



http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html

お問い合わせ先 UAゼンセン 共済事業局 UAゼンセン 福祉共済互助会

TEL 03-3288-3559
住宅あんしん共済直通

TEL 03-3288-3533
共済事業局

FAX 03-3288-3708
共済直通



左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

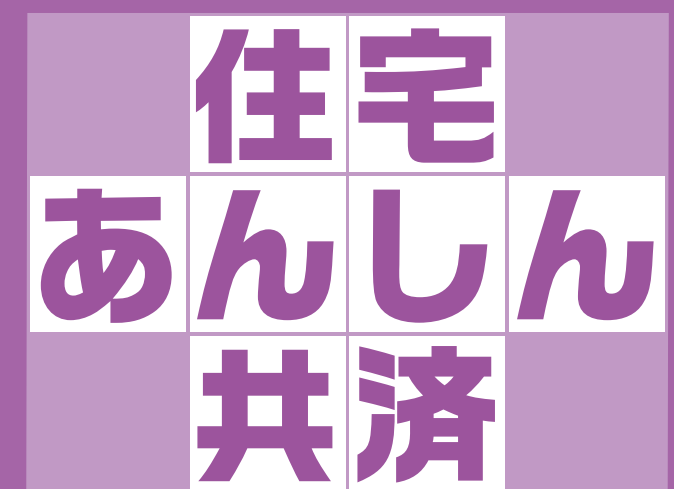
URL: http://uazensenkyosai.jp/
E-mail: kyosai@uazensen.jp
〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16
受付時間: 平日9:00~18:00 (水曜~17:15)

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2021年募集版



—手頃な掛金、大きな保障—



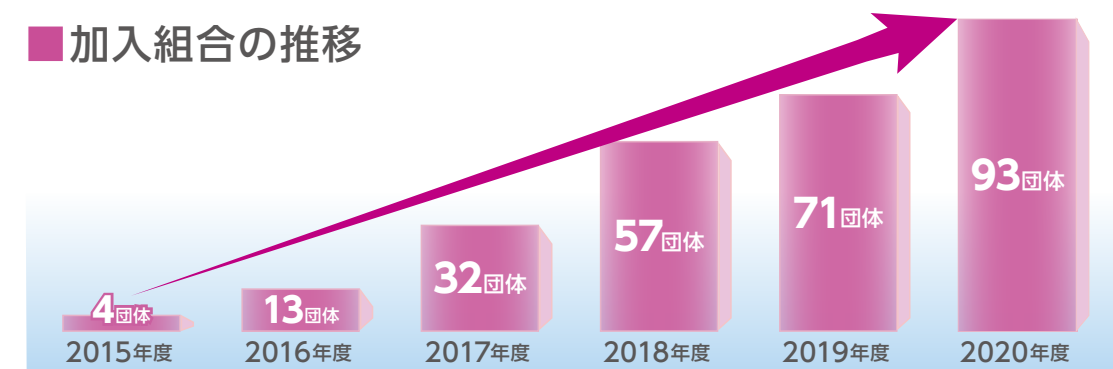
団体共済



火災・風水雪凍害・浸水・地震などから
組合員の皆さまの暮らしをお守りします！

●過去6年間で90団体を超える組合が
新規団体加入！

■ 加入組合の推移



●組合員の福利厚生として住宅災害の上乗せ保障を！



住宅あんしん共済は、火災はもちろん、風水雪凍害・浸水・地震などの自然災害リスクにも備えられる共済です。

共済金の支払金額が大きい火災

万全に備えるには、
建物の評価が
新価(再調達価額)なのか時価なのかにも
注意する必要があります。

支払件数が多い風水雪凍害・浸水

特に、近年増加傾向にある
台風や大雨による水害被害は
他人事ではありません。

忘れてはいけない地震

2019年1月に続き、
2021年1月には、最大14.7%※
地震保険料が上げられます。
(火災保険料の引上げもあり)
※□構造(非耐火建築)・福島県



このように、住まいを守るためには「幅広い備え」が大切となります。ぜひ、住宅あんしん共済で、十分な住宅保障をご準備ください。

多くの組合のお役に立っている団体共済

2011年以降、
5,028件、約2億6,261万円
の給付実績があります！

■ 団体請求件数をよび金額

年度	件数	団体請求金額
2020	411件	36,508,359円
2019	856件	46,812,826円
2018	202件	9,650,271円
2017	536件	15,897,561円
2016	223件	11,693,349円
2015	195件	11,216,283円
2014	298件	18,898,059円
2013	203件	18,153,372円
2012	1,491件	70,545,854円
2011	613件	23,235,000円
合計	5,028件	262,610,934円

組合の災害見舞金規程の裏付け(財源確保)として、
近年増加している自然災害に対して、
団体制度で下支えできます！

団体共済はどんな保障内容なの？

団体共済の保障内容 ~もしものときの共済金・見舞金はどのくらい？~

● 被害の程度に応じて、基本部分の共済金が
給付されます。(6□まで加入可能)

基本部分 = 給付される共済金・見舞金

■ 1□あたり の共済金・見舞金

基本部分			
給付の種類	被害の程度	給付額	種別
火災	全焼壊	100万円	共済金
	半焼壊	50万円	共済金
	小焼壊	10万円	共済金
	見舞	5万円限度	見舞金
風水雪凍害	全壊	15万円	共済金
	大規模半壊	10万円	共済金
	半壊	7.5万円	共済金
	小壊	5万円	共済金
	見舞	1万円限度	見舞金
浸水	床上浸水	7.5万円	共済金
	床下浸水	1万円	見舞金

基本部分			
給付の種類	被害の程度	給付額	種別
地震	全壊	5万円	見舞金
	大規模半壊	3.5万円	見舞金
	半壊	2.5万円	見舞金
	小壊	1.5万円	見舞金
	見舞	1万円限度	見舞金
火災	全焼	20万円	共済金
	半焼	10万円	共済金
	小焼	5万円	共済金
	見舞	1万円限度	見舞金
その他の住宅災害見舞金		1万円限度	見舞金
生命共済給付金		2万円	—

団体加入を通して、組合員個人の住宅保障の必要性を考えるきっかけとしてください。

団体加入 (1□~6□) + 個人加入 (1□~50□) = 必要な住宅保障を確保



火災や自然災害から組合員の皆さまの暮らしを守ります。

住宅あんしん共済 7の特長

特長 1 団体制度 として災害見舞金の財源を確保

- 組合の福利厚生の一環として団体共済を採用することで、組合員の建物等の災害見舞金の財源確保につながります。

しかも掛金の10%～20%を **宣伝活動費** として還元

- 宣伝活動費は**組合(支所・都道府県支部)運営**にお役立てください。

特長 2 加入手続きが **簡単**

- 加入日の人数と団体加入者名簿のみでスタートできます。
- 詳細は、共済事業局 住宅あんしん共済までお問い合わせください。

特長 3 100%自家運営により **手頃な掛金で大きな保障** を実現

- UA ゼンセンは「**自家共済**」なので、民間の火災保険のように収益を上げる必要がありません。
- 組合活動で募集するので募集コストや広告宣伝費がかからず掛金が割安です。

特長 4 掛金は **全国一律** なので安心

- 住宅あんしん共済は、UA ゼンセンを中心とした「**加入者同士の助け合い**」の制度です。
- 「**相互扶助**」の精神を基本としているので、民間の火災保険のように地域による掛金の差をつける必要がありません。



特長 5 自然災害被害への **見舞金が充実**

- 台風でも地震でも、1口1万円の見舞金が給付されます。※実損の場合

特長 6 加入者の死亡時に **生命共済給付金** をお支払い

- 民間の火災保険には、死亡見舞金がないのに対して、住宅あんしん共済は、1口2万円(**団体最高12万円**)の生命共済給付金があります。

特長 7 相互扶助の精神に則り **組合員の立場** にたって運営

- UAゼンセンは、**安心の提供**と**保障の充実**に努めています。

保障(給付)内容早見表

※1口単位で希望口数に加入することができます。

基本部分			加入口数による給付額						給付額の計算と確認事項			
給付の種類		被害の程度	給付額 / 1口	1口	2口	3口	4口	5口			6口	
① 火災・ 航空機の墜落・ 車両突入・ 爆発・ 落雷など			全焼壊	100万円	100	200	300	400	500	600	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
			半焼壊	50万円	50	100	150	200	250	300	共済金	//
			小焼壊	10万円	10	20	30	40	50	60	共済金	//
			見 舞	5万円限度	5	10	15	20	25	30	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。
② 風水雪凍害	損壊	全 壊	15万円	15	30	45	60	75	90	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
		大規模半壊	10万円	10	20	30	40	50	60	共済金	//	
		半 壊	7.5万円	7.5	15	22.5	30	37.5	45	共済金	//	
		小 壊	5万円	5	10	15	20	25	30	共済金	//	
		見 舞	1万円限度	1	2	3	4	5	6	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合もあります。(詳細はP8を参照)	
③ 浸水	1 床上浸水		7.5万円	7.5	15	22.5	30	37.5	45	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水		1万円	1	2	3	4	5	6	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
④ 地震災害	1 損壊	全 壊	5万円	5	10	15	20	25	30	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。 *ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合もあります。(詳細はP9を参照)	
		大規模半壊	3.5万円	3.5	7	10.5	14	17.5	21			
		半 壊	2.5万円	2.5	5	7.5	10	12.5	15			
		小 壊	1.5万円	1.5	3	4.5	6	7.5	9			
		見 舞*	1万円限度	1	2	3	4	5	6			
	2 火災	全 焼	20万円	20	40	60	80	100	120	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
		半 焼	10万円	10	20	30	40	50	60	共済金	//	
		小 焼	5万円	5	10	15	20	25	30	共済金	//	
		見 舞	1万円限度	1	2	3	4	5	6	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
⑤ その他の住宅災害見舞金			1万円限度	1	2	3	4	5	6	見舞金		
⑥ 生命共済給付金			2万円	2	4	6	8	10	12			

- 「①、②、④」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)
- 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

掛金(年額)一覧表

加入口数	基本部分								
	掛金(年額)	火災・住宅災害保障							
		火災(全焼壊)	風水雪凍害(全壊)	浸水		地震		その他の住宅災害	生命共済
口	円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1	500	100	15	7.5	1	5	20	1	2
2	1,000	200	30	15.0	2	10	40	2	4
3	1,500	300	45	22.5	3	15	60	3	6
4	2,000	400	60	30.0	4	20	80	4	8
5	2,500	500	75	37.5	5	25	100	5	10
6	3,000	600	90	45.0	6	30	120	6	12

ご加入の流れ

ご加入の際には、次の流れに沿って、加入条件、保障の範囲、基本部分の掛金、保障額を確認してください。



STEP1 加入条件の確認

①加入資格、②加入できる建物の範囲等を確認してください。

①加入資格 UA ゼンセンに加盟している組合(支部)単位で、組合一括で加入できます。
※詳細は、P10「ご加入にあたって①加入資格」をご参照ください。

②加入できる建物の範囲

① 住宅 (自家 ^{※1} ・借家)		組合員本人が国内において主たる生活をしている(組合に登録している)住宅(自家 ^{※1} ・借家) 1 箇所
② 海外住宅		国内に「加入できる住宅」がない場合の海外住宅 1 箇所

- 通常の場合は、①の1箇所が給付の対象となります。
 - 海外赴任者(家族^{※2}・帯同・独身者)については、②の場合に海外住宅1箇所が給付の対象となります。
- ※1 名義は問いません。 ※2 家族とは配偶者と子に限りません。

STEP2 保障範囲の確認

保障(給付)の範囲を確認してください。

基本部分		
火災など		● 住宅火災(地震のときの火災を除く)による被害 ● 航空機の墜落、車両突入(第三者による加害行為)、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による被害 など
損壊		● 台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害 など
浸水	床上浸水 	● 床上浸水による被害 など
	床下浸水 	● 床下浸水による被害 など
地震	損壊 	● 地震による損壊被害
	火災 	● 地震のときの火災による被害 など
その他の住宅災害見舞金		● 落雷による家電機器の被害 ● 白アリによる被害 など
生命共済給付金		● 加入者(本人)の死亡

STEP3 基本部分掛金の確認

掛金は住宅構造を問わず次のとおり一律です。1□～6□の範囲で全員同一□数で加入します。

区分	住宅の構造・種別は問わない
掛金(年額)	1 □ 500 円 / 人 × 加入□数 × 加入人数 ※ 団体最高 6 □ 加入なら 3,000 円 / 人
加入□数限度	1 □ ～ 6 □

例 年額3,000円の掛金で…

火災で
全焼のとき

600万円の
お支払い



また、組合の福利厚生制度として団体共済にご加入いただくと、次のとおり、**宣伝活動費**(注)が支払われます。

(注) 実際の支払いは、掛金総額との相殺となります。

区分	宣伝活動費
組合支所 設置組合	掛金の 20%
都道府県支部扱い の組合	都道府県支部へ 掛金の 10%
	組合へ 掛金の 10%

ワンポイント 組合支所をまだ設置されていない組合の皆さまへ



条件に当てはまる組合は運営委員会に申請してみましょう。
宣伝活動費が20%支払われますので、組合運営に大きく寄与します。

● 組合支所設置基準は次のとおりとなります。

組合支所設置基準

- ① 組合に専従担当者を置くこと。
- ② 事務処理体制が備わっていること。
- ③ 住宅あんしん共済の加入□数が原則3,000□*以上あること。

※ 団体および個人の加入□数の合計

● 団体規模別の予算(掛金総額)の目安

単位: 万円 / 年

組合員数 \ 加入□数	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □
100名	5	10	15	20	25	30
300名	15	30	45	60	75	90
500名	25	50	75	100	125	150
1,000名	50	100	150	200	250	300
1,500名	75	150	225	300	375	450
2,000名	100	200	300	400	500	600
3,000名	150	300	450	600	750	900

※ 実際の掛金支払いに際しては、組合支所設置組合は上記掛金の20%、都道府県支部扱いの組合は上記掛金の10%が宣伝活動費として支払われ、掛金と相殺されます。

STEP4 保障額の決定

団体共済を組合の**福利厚生制度の一環**として採用いただくことで、住宅(家財)災害見舞金等の**財源確保**にお役立てください。

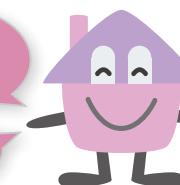
なお、UAゼンセン住宅あんしん共済では、各組合に合わせた保障内容の設計、掛金の算出、チラシの作成等をお手伝いしていますので、お気軽にご相談ください。

保障額決定に当たっての留意点

留意点	● 焼損壊区分の判断基準の明確化 ● 想定以上に給付が生じた場合の財源確保 ● 焼損壊区分に応じた給付の一部補てん対応
-----	---

組合費の有効活用
のために…

組合財政の安定化
のために…



ぜひ団体共済を
ご活用ください!

支払対象事由と給付の認定基準

1 基本部分

1 火災などのとき（火災、航空機の墜落、車両突入、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による家屋の被害）

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 住宅火災（地震のときの火災を除く）が基本対象です。隣家からの類焼による被害も含みます。（罹災証明書の提出が必要です。）
 - 車両突入は、家族および同居者以外の第三者による加害行為が対象です。（事故証明の提出が必要です）
 - 次の場合は見舞金の対象となります。
- ①外因により（道路工事等）突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂および破損による水漏れ。ただし、時間の経過により生じた直接原因の証明が困難な被害、宅地の地盤沈下や土砂崩れによる建物以外の被害は対象外となります。
- ②共同住宅で上階の住人による水漏れが原因の被害（加入者が加害者の場合は対象外）

の場合は対象外）

- ③家族および同居者以外の第三者の加害行為による外部から受けた投石等による災害
- ④空き巣等第三者の外部から受けた加害行為による住宅災害（警察署の証明書提出）
- ⑤住宅の一部とみなす設備、機器（エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備）が焼壊した場合や、風呂の空焚き（釜・浴槽部分）。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 畳、床部分に接着したカーペット類、フローリングの焼き焦がし被害は、1口1万円×加入口数が限度です。（線香、タバコの火による焼損は対象外）
 - 半焼壊、小焼壊は、被害の程度により、1口につき最高10万円まで付加給付される場合があります。
 - 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。

2 風水雪凍害（台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害）

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。（罹災証明書・取得できない時は新聞記事等で可）
- 突発的な外因による直接の被害が対象であり、二次的災害（窓や入口ドアの閉め忘れによる室内の被害）や老朽化による雨漏りは含みません。
- 住宅の一部とみなす設備、機器（エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備）が損壊した場合も見舞金の対象になります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。

および購入時の価格を基に減額率を適用します。

- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で次の金額を給付する場合があります。
- ①罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき5万円限度
- ②罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき3万円限度
- ③罹災部分修理費用実額100万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。
- 修理を行わないうちに、別の風水雪凍害による災害を受けた場合、一括して1回の災害とします。
 - テレビアンテナ（パラボラを含む）の被害も対象です。最高1,000円×加入口数となります。（業務用、趣味の無線アンテナおよび関連する設備は対象外）

3 -1 床上浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。（罹災証明書）
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。（川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります。）
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

3 -2 床下浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 突発的な外因による直接の被害が対象です。（川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります。）
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出が必要です。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬（消石灰など）の購入が記載された購入店の領収書及び明細書の提出が必要です。その他、同意書（提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの）、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出も必要となります。
- 罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。

4 -1 地震による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。（要、罹災証明書）
 - 突発的な外因による直接の被害が対象です。（老朽化による損壊やヒビ割れは含みません。）
 - 住宅の一部とみなす設備、機器（エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備）が損壊した場合も見舞金の対象になります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
 - テレビアンテナ（パラボラを含む）の被害は、個人加入と団体加入を合計し、1口1,000円×加入口数となります。ただし、支払った費用の範囲内とし、業務用、趣味の無線アンテナ、および関連する設備は対象外です。
 - 噴火、津波による住宅災害も見舞金の対象です。
 - 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で次の金額を給付する場合があります。
- ①罹災部分修理費用実額150万円以上の場合、1口につき1.5万円限度
- ②罹災部分修理費用実額150万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。

5 その他の住宅災害見舞金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 落雷による家電機器の被害。原則は、修理費用が対象です。買替えは、1点につき1万円限度。（携帯品やゲーム機と各関連機器は対象外となります。）
- 白アリによる住宅災害。罹災時点で継続加入期間24カ月を経過している加入者が対象です。住宅建物の補修工事費用に限りです。駆除や予防の経費は含みません。次回請求は、被害箇所の異なる場合も24カ月の経過を待たなければなりません。

4 -2 地震のときの火災による被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 地震が原因で、同時またはその後発生した火災について給付します。（要、罹災証明書）
- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。

6 生命共済給付金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 加入者（シルバー加入者を除く）が満68歳未満で死亡した場合、1口について2万円の見舞金が遺族に給付されます。

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

手続きについて もし、組合員が火災等の住宅災害の被害に遭われたら…？

- ①速やかに住宅あんしん共済までご報告ください。
- ②全焼壊、大規模半壊、半焼壊、小焼壊、床上浸水の被害を受けた場合
 - 公的機関（消防署または警察署）の罹災証明書の原本、写真、見取り図（手書き可）を提出してください。
- ③見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合
 - 速やかに復旧工事を行うと同時に、修理業者の見積書、請求明細書、領収書、写真（修理前・修理後）、見取り図（写真より被害箇所の特定が判りやすい場合）、罹災証明書、災害被害を伝える新聞記事などを提出してください。
 - 床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、業者の見積書、請求書、領収書を提出してください。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬剤（消石灰など）の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を提出してください。なお、いずれの場合も、同意書（提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの）、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出も必要となります。
 - なお見舞は、罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）での認定となります。（ご注意）給付対象は火災や突発的な自然災害による不可抗力が原因の住宅災害となります。住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象外となります。

ご加入にあたって

①加入資格

UAゼンセンに加盟している組合（支部）単位で、組合一括^{（注）}で加入します。

（注）組合員数の8割以上の加入が必要です。

②加入対象

1.加入者が国内において主たる生活をしている（組合に登録している）住宅1箇所です。ただし、海外赴任者（家族帯同・独身者）について、国内に家族を含め自宅（持ち家）がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。

（注）家族とは配偶者と子に限りです。

2.同じ敷地内に母屋と離れなど家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。

3.自家（持ち家）だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。（住宅構造は問いません。）

4.災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合（以下、「組合」という）を通じてUAゼンセン共済事業局（以下、「共済事業局」という）までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

③加入口数

住宅の構造・種別を問わず、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区 分	住宅の構造・種別は問わない
加入口数限度	1口～6口

（注）ただし、全員同一口数での加入が必要です。

④掛金（年額）

住宅の構造・種別を問わず、次のとおりとなります。

区 分	住宅の構造・種別は問わない
掛 金	1口500円/人×加入口数×加入人数

【宣伝活動費の支払いについて】

団体共済加入組合には、次のとおり、宣伝活動費が支払われます。（実際は、掛金総額との相殺となります。）

区分	宣伝活動費
組合支所設置組合	掛金の20%
上記以外の組合	都道府県支部へ掛金の10% 組合へ掛金の10%

⑤加入手続きと保障期間（権利の取得期間）

1.新規加入の場合

①団体共済パンフレットの「団体加入申込書」に必要な事項を記入し、通し番号と加入対象住所を記入した加入者名簿と掛金を添えて、都道府県支部を通じて申し込みます。（同一世帯の組合員でも各々加入できます。）

②保障期間（権利の取得期間）

申込書の加入日^{（注1）}の午後5時をもって権利を取得し、満1カ年を経過した同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。

（注1）都道府県支部・組合支所に掛金を納入した日もしくは指定日（指定日までには掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。）

2.追加加入

①新規加入（更新）後、新たに組合員になった方については、各組合（支部）の加入日に合わせて、毎月1回一括して追加加入することができます。追加加入する組合（支部）は、追加番号と加入対象住所を記入した加入者名簿と掛金^{（注2）}を添えて、都道府県支部・組合支所を通じて申し込みます。

（注2）組合（支部）の権利喪失日までの残余月数を計算して納入します。

②追加加入者の権利は、組合（支部）の権利喪失日と同時に喪失します。

また、追加加入者の給付は、残余期間を保障します。

3.期限切れ（更新）の場合

①期限切れ日の4カ月前までに、都道府県支部・組合支所を通じて組合へ「期限切れ一覧表（以下、「一覧表」という）」を送付いたしますので、期限切れ日までに、通し番号と加入対象住所を記入した加入者名簿^{（注3）}と掛金を添えて、都道府県支部を通じて申し込みます。

（注3）加入者名簿は、前年度と変更なく継続する場合でも、毎年必ず提出します。

②保障期間（権利の取得期間）

規定の定めによって掛金を納入した場合は、毎年権利喪失日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。

⑥各種変更手続き

1.異動変更手続き

次の異動・内容に変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に都道府県支部・組合支所を通じて、共済事業局に提出してください。

①加入証書の内容に、異動変更があったとき。

②加入者の住所、氏名に変更があったとき。

③加入者が退職した場合、新組合員と加入者変更を行うことができ、各組合（支部）の加入日に合わせて、毎月1回一括して行います。

2.口数変更の手続き

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を持って行います。ただし、各組合（支部）の加入日に合わせて、期限切れ日までの残余月数が1カ月以上あれば増口できます。

⑦「加入証書」と「ご加入者のしおり」

加入組合（支部）に対しては、加入の証として、都道府県支部・組合支所を通じて、「団体加入証書」と「ご加入者のしおり」を送付いたします。加入証書の記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

⑧中途解約

所定の手続きを経て、住宅あんしん共済を解約することができます。その場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要な事項を記入し、都道府県支部を通じて、共済事業局に提出してください。

1.加入者が国外に住居を異動した場合は直ちに解約しなければなりません。

（※）ただし、団体加入組合の海外赴任者（家族帯同・独身者）について、国内に家族を含め自宅（持家）がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。

2.加入者が海外赴任により住居を海外に異動した場合でも、組合の届出により解約しない場合は、生命共済に限り権利を保障します。

3.加入者が国内外に単身赴任で家族と離れて生活する場合、加入者の二親等以内の親族が貸借関係なく引き続き生活する場合に限り継続できます。

⑨給付の請求

1.給付請求における注意点

①給付対象は、火災や突発的なしちかも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。

②住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。

③給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。

④見舞程度の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。

⑤敷地内に母屋・離れなど2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。

⑥被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

A) 火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全 焼	70%以上
半 焼	30%～70%未満
小 焼	10%～30%未満
見 舞	10%未満

B) 自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全 壊	70%以上
大規模半壊	50%～70%未満
半 壊	20%～50%未満
小 壊	10%～20%未満
見 舞	10%未満

⑦公的機関の証明書（消防署または警察署の罹災証明書）は原本を提出します。

2.全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求

①基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。

②被害の程度（焼壊割合）が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。

③公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

④罹災証明書、写真、見取り図（手書き可）などを添付します。

3.見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合の請求

①家財は対象外となります。

②被害箇所の修理復旧工事に支った罹災部分修理費用実額*の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。この場合、修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図（写真より被害箇所の特定が判りやすい場合）、罹災証明書、災害を証明する新聞記事や警察署の証明などを添付します。

※被害の種類により添付書類は多少異なります。

③波板屋根（プラスチック仕様、ポリカーボネイトを含む）、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額*の50%が見舞金となります。簡易な建物（間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置等）は対象になりません。

④床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬（消石灰など）の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書（提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの）、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事なども必要となります。

⑤被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

（※）「罹災部分修理費用実額（認定額）」の考え方

（定義）

A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

（注意点）

A) 現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用

した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。

B) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。

C) あくまでも被害を受けた箇所のみの修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。

D) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実費として認定します。

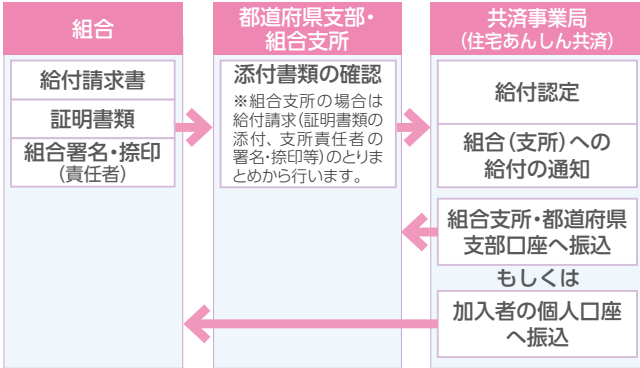
E) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

4.給付の請求方法

①火災等の災害が発生した場合は、速やか（3カ月以内）に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、共済事業局へ報告をお願いします。

②「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5.給付請求と給付金送付の流れ



（注1）給付は組合（支所・都道府県支部）口座へ直接振込むことにより行います。

（注2）給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合（支所・都道府県支部）にご案内します。

⑩給付金をお支払いできない場合

1.次のような場合には、給付金はお支払いできません。

①申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき。

②給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき。

③給付の請求書および関係書類に、不備があったとき。

④本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき。

⑤加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき。

⑥火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出しなかった場合、給付を行わないことがあります。

（注1）上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。

（注2）給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。

2.天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

UAゼンセン住宅あんしん共済、組合支所、都道府県支部は、加入申込書・変更申告書に関する個人情報（過去に取得したものを含みます）を、住宅あんしん共済に関する加入者の確認、加入者からの照会・応答、共済金・見舞金請求への対応および支払いに必要な範囲内で、適正に利用させていただきます。また、所属組合が行う各種手続きのために所属組合に本加入情報を提供いたします。加入申込者は、個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意ください。

冬が夏化する日本!?

～最近の異常な水害～

※記録的短時間大雨情報とは…

数年に1度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときに、各地の気象台が発表通常、夏に発表することが多い。

大分県で **1月に**

「記録的短時間大雨情報※」
発表！

**もはや水害は年間通しての
対策が必要！**

2020年1月下旬、大分県で1時間に約120ミリの猛烈な雨が降り、通常夏に発表することが普通で1月の発表は初めてであり異例とも言える「記録的短時間大雨情報」が発表されました。もはや水害は梅雨や台風のシーズンに起こるとは限らなくなっており、年間通しての対策が必要と言えます。

近年の主な水害の概要

直近に発生した主な気象災害事例のうち、死者25名以上もしくは死者・行方不明者・負傷者の合計が350名以上の水害（一部、住宅損壊や床上・床下浸水被害が大きい水害を含みます。）、気象庁が名称を定めた水害を掲載

年	月	水害名称	被害状況
令和元年	10月	令和元年東日本台風(台風19号)	● 関東地方や甲信地方、東北地方等で記録的な大雨となり、甚大な被害。政府はこの台風の被害に対し、激甚災害^{*1}、特定非常災害^{*2}、大規模災害復興法の非常災害^{*3}を適用 ● 死者86名(福島県だけで死者30名)、行方不明者3名、負傷者476名、住家全壊3,247棟、半壊27,926棟、一部破損33,222棟、床上浸水7,378棟、床下浸水22,104棟等
	9月	令和元年房総半島台風(台風15号)	● 関東地方に上陸した台風としては観測史上最強クラスの勢力。千葉県を中心に甚大な被害。政府はこの台風の被害に対し、激甚災害^{*1}を適用 ● 死者3名、負傷者150名、住家全壊391棟、半壊4,204棟、一部破損72,279棟、床上浸水121棟、床下浸水109棟等
平成30年	9月	台風24号	● 南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風。紀伊半島等で顕著な高潮 ● 死者5名、負傷者406名、住家全壊53棟、半壊384棟、一部破損9,639棟、床上浸水316棟、床下浸水1,909棟等
	8月	台風21号	● 西日本から北日本にかけて暴風。特に四国や近畿地方で顕著な高潮 ● 死者14名、負傷者1,011名、住家全壊59棟、半壊627棟、一部破損85,715棟、床上浸水64棟、床下浸水452棟等
	7月	平成30年7月豪雨	● 西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨。政府はこの豪雨の被害に対し激甚災害^{*1}、特定非常災害^{*2}を適用 ● 死者224名、行方不明者8名、負傷者459名、住家全壊6,758棟、半壊10,878棟、一部破損3,917棟、床上浸水8,567棟、床下浸水21,913棟等
平成29年	7月	平成29年7月九州北部豪雨	● 西日本から東日本を中心に大雨。5日から6日にかけて西日本で記録的な大雨 ● 死者39名、行方不明者4名、負傷者35名、住家全壊309棟、半壊1,103棟、一部破損94棟、床上浸水202棟、床下浸水1,706棟等

(※1) 激甚災害

地震や風雨等による著しい災害のうち、被災地域や被災者に助成や財政援助を特に必要とするもの(全国規模の指定を「本激」と市町村単位の指定を「局激」という)。激甚災害に指定されると、国により災害復旧事業の補助金の上積みがなされる。

これまで「本激」に指定された主な災害は、「三陸はるか沖地震」「阪神・淡路大震災」、「98年の台風5～9号による暴風雨災害」「新潟県中越地震」「07年の台風5号による暴風雨災害」、「東日本大震災」等

(※2) 特定非常災害

著しく異常かつ激甚な非常災害のことで、これまで、「阪神・淡路大震災」「新潟県中越地震」「東日本大震災」「熊本地震」のほか「西日本豪雨」が指定されており、「令和元年東日本台風(台風としては初)」で6例目。

(※3) 大規模災害復興法の非常災害

大規模な災害からの復興のための特別の措置について定める法律。非常災害に指定されたのは「熊本地震」に次いで2例目。

*気象庁「災害時気象報告」、国土交通省「災害状況資料」、フリー百科辞典「ウィキペディア」等を基にUAゼンセン作成

加入者名簿の提出について

- 団体加入者名簿は、下図のような内容であれば、組合が作成した名簿でも結構です。

●日付 ●組合名 ●所在地
●連番がふられた氏名および住所
があればOKだよ！



加入申込書

様式第7号

加入組合	組合名		組合印	 印
	所在地	〒 ー		
	代表者			
申込日		20 年 月 日		
加入年月日		20 年 月 日		
加入人員		名		
一人あたり 加入口数		※一人あたりの加入口数にチェックを入れてください。 ☐ 1口 ☐ 2口 ☐ 3口 ☐ 4口 ☐ 5口 ☐ 6口		
組合コード				
組合支所 都道府県支部			担当者印	 印

15